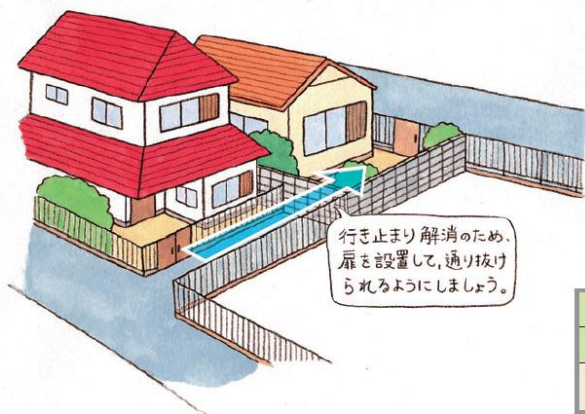


1. 対象施設と補助率・補助上限額

「まちの避難経路」行き止まり改善



補助対象：まちの避難経路の行き止まり解消に向けた扉・階段の設置等

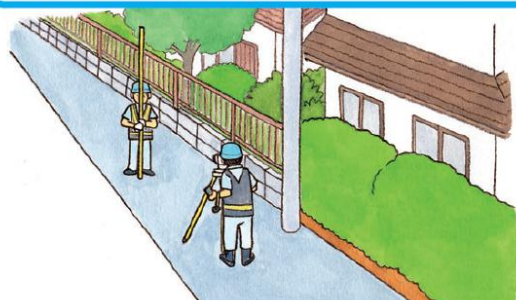
対象者：自治会町内会等の団体又は所有者

主な要件：①10年以上維持管理されること

②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	30万円	10分の5	15万円

「まちの避難経路」中心杭等設置



補助対象：まちの避難経路の拡幅に向けた中心線の測量、中心杭等の設置

対象者：自治会町内会等の団体又は所有者

主な要件：①10年以上維持管理されること

②事前に関係権利者の間で、「中心を確定する確認書」を締結していること

③私道であること^{注1)}

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額 ^{注2)}	補助率	上限額 ^{注2)}
10分の9	50万円	10分の5	25万円

注1)「横浜市狭い道路の整備の促進に関する条例」による整備促進路線は除きます

注2) 横浜市が定める「補助単価」の範囲内とします

「まちの避難経路」安全対策



補助対象：まちの避難経路の安全対策に向けた避難上支障のある舗装の改善、傾斜路等の段差の解消・手すりの設置等

対象者：自治会町内会等の団体又は所有者

主な要件：①10年以上維持管理されること

②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること

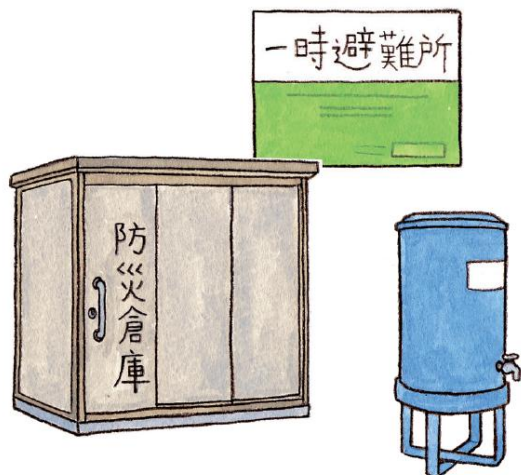
③私道であること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

※重点対策地域又は対策地域において、横浜市地域まちづくり推進条例に基づく認定を受けたプラン(防災まちづくりを目的としたものに限る。)に基づいた整備等を、そのプランを運用する地域まちづくり団体が申請する場合は、上限額が500万円となります。

1. 対象施設と補助率・補助上限額

「まちの防災設備」設置



補助対象：防災倉庫・雨水タンク・避難誘導サイン
・防災井戸等のまちの防災設備の設置

対象者：自治会町内会等の団体

主な要件：①10年以上維持管理されること

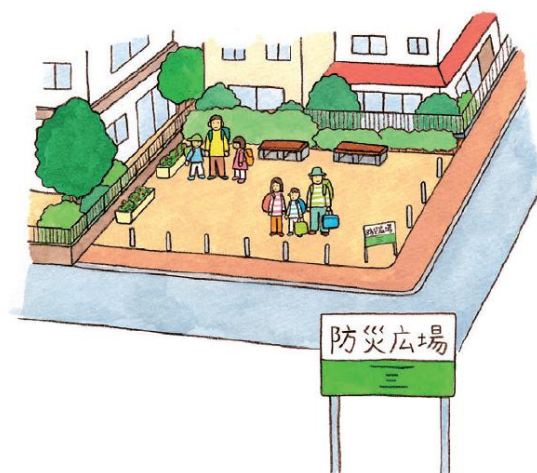
②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること

③原則、対象物が土地・建物・工作物に定着していること

④法令等に適合しているものであること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

「まちの防災広場」整備



補助対象：まちの防災広場の整備

対象者：自治会町内会等の団体

主な要件：①10年以上横浜市に無償で土地の提供が可能であること

②自治会町内会等と横浜市の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結するものであること

③まちの防災性の向上に資する位置、規模であること

	補助率	上限額
重点対策地域	10分の10	150万円
対策地域 注1)	10分の9	150万円
その他の地域	10分の5	75万円

注1) 対策地域内の組織認定を受けた団体（横浜市地域まちづくり推進条例に基づく組織認定を受けた団体。防災を目的としたプランの策定に向けたものに限る）の活動対象地域内での整備等に関しては、重点対策地域（不燃化推進地域）と同様の上限額となります

〈参考：「まちの防災広場」の事業の流れ〉



〈老朽建築物等の除却費用の補助〉

	補助率	上限額
重点対策地域・対策地域	10分の10	300万円
その他の地域	—	—

※「その他の地域」は対象外です